

保育園給食業務従事者等便検査業務 仕様書

1. 業務名 保育園給食業務従事者等便検査業務（単価契約）
2. 履行場所 旭東保育園ほか49園及び幼保運営課
（別紙のとおり）
3. 履行期間 契約日～令和9年3月31日
4. 契約保証金 契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の10以上の額
5. 業務内容 検体の回収及び便検査
 - （1）保育園給食業務従事者等の検体（便）を各履行場所から直接回収し、当日中に検査所まで搬送・検査開始が可能であること。また、その業務を履行するにあたり、事前に履行計画書（回収計画書）を提出し、幼保運営課の承認を得ること。
 - （2）検体の搬送・保管については細心の注意を払うこと。精度管理維持のため、郵送は禁止とする。
 - （3）便検査は、病原性腸内細菌（赤痢菌・サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌）検査を行うこと。
 - （4）腸管出血性大腸菌の検査は、分離・同定による病原体の検出、かつ、分離菌における次の①、②いずれかによるベロ毒素の確認を実施すること。
 - ① 毒素産生の確認
 - ② PCR法等による毒素遺伝子の検出
 - * ベロ毒素が検出された場合は、全ての血清型を確認すること。
 - （5）検体の検査結果は、結果の如何にかかわらず、速やかに報告すること。
 - （6）岡山県内に検査所を有すること。
6. 検体回収
 - （1）毎月2回の検体回収すること。
また、毎月2回の回収予備日を設定し、未提出者を把握の上、対象全員分を回収すること。
 - （2）回収日は平日（月～金）とし、検査結果については基本的に平日（月～金）に結果が出るように日程を組むこと。
 - （3）陽性者が出た場合、幼保運営課に連絡し、該当者個別の検査報告を提出すること。
7. 検体数 年間総数 15,700検体以内（1回当たり 640検体以内）
8. 個人情報の取扱委託に関する覚書
請負者は、契約書作成に合わせて上記覚書を締結すること。本件業務による災害の防止に専念するとともに、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。
9. 検便手数料の支払
 - （1）代金は検体数未確定のため単価契約とし、毎月の検査された検体数に契約単価（税抜）を乗じた金額に消費税及び地方税相当額を加えた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）で支払うものとする。
 - （2）業務の検査後、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

10. その他

- (1) 業務内容にかかる費用は、すべて請負者の負担とする。
- (2) 検便に必要な採便容器等については、回収前にあらかじめ請負業者が、各保育園及び認定こども園、幼保運営課に配布すること。
- (3) 本仕様書によるもののほか、幼保運営課の指示を受けて誠実に行うこと。

11. 提出書類

(1) 検査業務着手前に次の書類を提出すること。

- ① 検査方法の分かるもの（標準作業書の写し等）・・・・・・・・ 1部
- ② 検体年間の履行計画表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ③ 業務着手届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ④ 業務責任者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

(2) 各月末毎に次の書類を提出すること。

- ① 業務完了通知書（毎月）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ② 検便検査結果報告書（履行場所別）・・・・・・・・・・・・ 1部